

6 指 第 4 9 7 号

平成26年10月16日

一般社団法人京都府建設業協会 会長 様

京都府建設交通部指導検査課長



平成26年度「建設業取引適正化推進月間」の実施について（通知）

平素は、京都府の建設交通行政の推進について格別の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省土地・建設産業局長から、別添のとおり「建設業取引適正化推進月間」の実施についての通知がありました。

建設業における取引の適正化については、建設業法の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところではありますが一部に建設業請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発展を促進するため、建設業取引の適正化をより一層遵守する必要があります。

とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める府内下請建設企業への代金支払等を適正に行うことにより、下請建設企業の経営の安定・健全性を確保するよう、貴団体におかれましても通知の趣旨を御理解の上、会員の皆様への周知をお願いいたします。

併せて、雇用保険、社会保険未加入業者の加入促進等、会員の皆様への指導をお願いします。

また、月間啓発ポスターを送付しますので、掲示いただきますようお願いいたします。